

鹿 島 市

分 別 収 集 計 画

令和 4 年 6 月策定

# 鹿島市分別収集計画

令和4年6月13日

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

当市を取り巻く状況としては、平成28年1月から伊万里市松浦地区内の「さが西部クリーンセンター」で、一部の資源ごみ以外の処分を行っているところである。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の4Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や処分場の長寿命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ 市民参加型のごみ減量とリサイクル運動を積極的にすすめる
- ・ 市民が一体となったごみ発生抑制と資源再利用促進化の取組みをすすめる
- ・ すべての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減をすすめる

### 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年毎（令和7年）に改定する。

### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装（白色トレイ含む）、硬質プラスチック製品、段ボール、紙パック、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他のびんを対象とする。

### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み （法第8条第2項第1号）

	令和 5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	1,058 t	1,039 t	1,021 t	1,002 t	985 t

### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため市民・事業者・再生事業者・行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら次の各種事業をすすめる。

#### ・教育、広報活動の充実

学校や地域社会の場において、リサイクルをはじめとしたごみ減量化についての広報と、市の中間処理施設やリサイクル施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の現状、最終処分場の状態、ごみ処理に要する経費の実態等、ごみ処理場の厳しい現実についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育・啓発活動に積極的に取り組む。

#### ・資源の再利用促進

リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用の促進

- ・過剰包装の抑制  
スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。
- ・買い物袋の持参の徹底  
繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導する。
- ・集団資源回収奨励事業  
自治会等による集団資源回収を周知・徹底する。  
自治会・PTA・子供会・婦人会・老人会等営利を目的としない団体で自主的に資源回収を実施する市民団体に奨励金を交付する。
- ・紙パックの拠点回収  
市民へ紙パック回収システムを周知・徹底する。
- ・「プラスチック・スマート」キャンペーンへの登録  
不必要なワンウェイ（使い捨て）プラスチックの排出抑制の取組等を実施し、環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録することによりプラスチックとの賢い付き合い方について、内外に発信する。
- ・環境美化推進員制度  
市民と行政のパイプ役として、また地域のリーダーとして廃棄物の減量化・資源化・環境美化等の指導・啓発にあたってもらう。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、一時集積所を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	燃えないごみ かん類
主として ガラス製の 容器	燃えないごみ びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装 包装紙・紙箱類
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの、硬質プラスチック製品	容器包装 プラスチック・ビニール類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和 5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	27.3t		26.9t		26.5t		26.2t		25.8t	
主としてアルミ製の容器	26.3t		25.9t		25.6t		25.2t		24.9t	
無色のガラス製容器	(合計) 48.7t		(合計) 48.0t		(合計) 47.4t		(合計) 46.8t		(合計) 46.1t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 48.7t	(引渡) 0t	(独自処理) 48.0t	(引渡) 0t	(独自処理) 47.4t	(引渡) 0t	(独自処理) 46.8t	(引渡) 0t	(独自処理) 46.1t
茶色のガラス製容器	(合計) 57.4t		(合計) 56.7t		(合計) 55.9t		(合計) 55.2t		(合計) 54.4t	
	(引渡) 57.4t	(独自処理) 0t	(引渡) 56.7t	(独自処理) 0t	(引渡) 55.9t	(独自処理) 0t	(引渡) 55.2t	(独自処理) 0t	(引渡) 54.4t	(独自処理) 0t
その他のガラス製容器	(合計) 27.3t		(合計) 26.9t		(合計) 26.5t		(合計) 26.2t		(合計) 25.8t	
	(引渡) 27.3t	(独自処理) 0t	(引渡) 26.9t	(独自処理) 0t	(引渡) 26.5t	(独自処理) 0t	(引渡) 26.2t	(独自処理) 0t	(引渡) 25.8t	(独自処理) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	9.7t		9.6t		9.5t		9.4t		9.2t	
主として段ボール製の容器	1.9t		1.9t		1.9t		1.9t		1.8t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 31.2t		(合計) 30.7t		(合計) 30.3t		(合計) 29.9t		(合計) 29.5t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 31.2t	(引渡) 0t	(独自処理) 30.7t	(引渡) 0t	(独自処理) 30.3t	(引渡) 0t	(独自処理) 29.9t	(引渡) 0t	(独自処理) 29.5t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 54.5t		(合計) 53.8t		(合計) 53.1t		(合計) 52.4t		(合計) 51.7t	
	(引渡) 54.5t	(独自処理) 0t	(引渡) 53.8t	(独自処理) 0t	(引渡) 53.1t	(独自処理) 0t	(引渡) 52.4t	(独自処理) 0t	(引渡) 51.7t	(独自処理) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの、硬質プラスチック製品 ※白色トレイを含む	(合計) 39.9t		(合計) 39.4t		(合計) 38.9t		(合計) 38.3t		(合計) 37.8t	
	(引渡) 39.9t	(独自処理) 0t	(引渡) 39.4t	(独自処理) 0t	(引渡) 38.9t	(独自処理) 0t	(引渡) 38.3t	(独自処理) 0t	(引渡) 37.8t	(独自処理) 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

=直近過去7年間の収集実績量のうち最大・最小の値を除く平均値

×人口変動率（但し、飲料用紙製容器については、

過去5年間の収集実績量の平均値×人口変動率)

また、人口変動率は、直近過去5年間の年度末人口の平均変動率を、前年度末人口に乗じて算定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
27,262人 (対前年度比)	26,897人 (対前年度比)	26,537人 (対前年度比)	26,181人 (対前年度比)	25,830人 (対前年度比)
98.66%	98.66%	98.66%	98.66%	98.66%

※人口変動率については、平成29年度～令和3年度末人口を対象とする

※収集実績平均値については、平成27年度～令和3年度分を対象とする

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	燃えないごみ かん類	市による定期収集	市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	燃えないごみ びん類	市による定期収集	市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	スーパー店頭、 公民館拠点回収	市
	段ボール	段ボール	住民団体等の集団回収	民間業者
	その他の紙製容器包装	容器包装 包装紙・紙箱類	市による定期収集	市
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	市
	その他のプラスチック製容器包装、硬質プラスチック製品	容器包装 プラスチック・ ビニール類	市による定期収集	市

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

缶（アルミ・スチール）、ビン（無色ガラス・茶色ガラス・その他ガラス）、紙製容器包装（その他紙類・段ボール）、紙パック、プラスチック製容器包装（ペットボトル・その他プラスチック類）については委託業者の一時集積所において選別・圧縮・保管を行う。

プラスチック製容器包装（ペットボトル・その他プラスチック類）については、所要の施設（リサイクルセンター）を設け、圧縮減容器で対応している。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排 出	集積場所	ごみステーション利用
		地区公民館等での回収
収集・運搬	収集・輸送車両	ダンプ（2t）パッカー車（3・11t）利用
選別・保管	中尾リサイクルセンター	圧縮減容器設置（処理能力：約400kg/h）
	一時集積所（委託業者施設）	

分別収集の用に供する施設概要

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収 集 車	中 間 処 理
スチール製容器	缶 類	指定袋	2tダンプ車	一時集積所 （選別・圧縮・保管）
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	指定袋	同 上	一時集積所 （選別・保管）
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	収集コンテナ	同 上	一時集積所
段ボール	段ボール	縛る	同 上	一時集積所
その他紙製容器包装	容器包装 包装紙・紙箱類	指定袋	同 上	一時集積所 （選別・保管）
ペットボトル	ペットボトル	指定袋	3t・11t パッカー車	リサイクルセンター （選別・圧縮・保管）
その他プラスチック製容器包装、硬質プラスチック製品	容器包装プラスチック・ビニール類	指定袋	3tパッカー車	

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

### (1) ごみステーションの設置に対する補助

ごみステーションの新設又は更新に要する費用に対し一部補助を行う。

### (2) 市民に対するごみに対する意識の普及・広報

市民一人一人の問題として、ごみの分別の徹底とごみ問題に対する市民意識の向上を図る。

①市内小学校・各自治会・老人会・女性部等に出向きごみ分別の出前講座・広報活動

②鹿島市環境衛生推進協議会による環境保全活動

総務部	1. 推進協議会の企画・調整 2. 研修会・講演会の開催 3. 環境だより（広報誌）の発行 4. 環境教室の開催
環境対策部	1. ごみステーションの使用状況調査・整備 2. ごみの出し方マナー基本的事項の確認 3. EMによる水質の浄化（EMじゃぶじゃぶ作戦） 4. 不法投棄防止についての広報・通報活動
ごみ減量対策部	1. 資源物回収の推進 2. 分別収集の周知徹底と資源化 3. マイバッグ持参の推進 4. エコキャップ回収の推進